

資料 1 三重県地球温暖化対策実行計画推進委員会

設置要綱（改定案）

三重県地球温暖化対策実行計画推進委員会設置要綱(改定案)

(設置の目的)

第1条 三重県地球温暖化対策実行計画(以下「計画」という)推進の取組について、評価・検証などを行い、その結果をPDCAサイクルによるマネジメントに生かすことにより計画を効果的かつ着実に推進していくため、県民、事業者、大学等で構成する「三重県地球温暖化対策実行計画推進委員会」(以下「委員会」という)を設置する。

(委員会の運営等)

第2条 委員会は、委員九人以内で組織する。

2 委員は、それぞれの専門的な見地・観点から、計画推進の取組について評価・検証を行うとともに、県に対する助言などを行う。

3 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

4 委員長は、委員会を代表し、議事を進行する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を要請し、意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は原則3年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、三重県環境生活部地球温暖化対策課において処理する。

附 則 この要綱は、平成26年9月30日 から施行する。

附 則 この要綱は、平成29年2月 6日 から施行する。

附 則 この要綱は、平成30年2月 日 から施行する。

三重県地球温暖化対策実行計画推進委員会設置要綱(改定前)

(設置の目的)

第1条 三重県地球温暖化対策実行計画(以下「計画」という)推進の取組について、評価・検証などを行い、その結果をPDCAサイクルによるマネジメントに生かすことにより計画を効果的かつ着実に推進していくため、県民、事業者、大学等で構成する「三重県地球温暖化対策実行計画推進委員会」(以下「委員会」という)を設置する。

(委員会の運営等)

第2条 委員会に委員を置き、別表の委員をもって構成する。

2 委員は、それぞれの専門的な見地・観点から、計画推進の取組について評価・検証を行うとともに、県に対する助言などを行う。

3 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

4 委員長は、委員会を代表し、議事を進行する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を要請し、意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は原則3年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、三重県環境生活部地球温暖化対策課において処理する。

附 則 この要綱は、平成26年9月30日 から施行する。

附 則 この要綱は、平成29年2月 6日 から施行する。

別表

氏名	所属団体・役職等
浅井 敬介	中部経済産業局資源エネルギー環境部エネルギー対策課長
市川 和彦	四日市市環境部 環境保全課長
伊藤 信彦	一般社団法人三重県トラック協会 専務理事
小林 小代子	三重県食生活改善推進連絡協議会 会長
寺田 卓二	環境教育ネクストステップ研究会代表 (元四日市中央工業高等学校長)
永井 均	中部地方環境事務所環境対策課長
長岡 信治	四日市地域環境対策協議会 代表 (上野製菓株式会社 四日市工場 環境保安課長)
西村 統武	マックスバリュ中部株式会社 人事総務部長
朴 恵淑	三重大学人文学部・地域イノベーション学研究科教授 地域ECOシステム研究センター長

敬称略・50音順